

令和7年度 職業訓練法人 南魚沼職業能力開発運営協会 介護員養成研修事業
介護職員初任者研修課程（通学形式）学則

（事業者及び事業所の名称、所在地）

第1条 本研修事業は、下記の事業者（以下「事業者」という。）が下記の事業所（以下「事業所」という。）において実施する。

	事業者	事業所
名 称	職業訓練法人 南魚沼職業能力開発運営協会	魚沼サンティックスクール
所 在 地	新潟県南魚沼市西泉田48番地1	新潟県南魚沼市西泉田48番地1

（事業の目的）

第2条 超高齢社会を迎え、介護サービスの必要性が高まる中、事業者が実施したアンケート調査においても研修ニーズが高く、事業者の業務目的を遂行する上でこの研修事業実施に至る。

介護サービスに必要な知識・技能を習得し、高齢者や障害者の方々の多様化するニーズに対応した適切な自立支援が提供できる良質な介護職員の養成を図る。

（実施する研修課程及び形式）

第3条 事業者が実施する研修事業の研修課程及び形式は次のとおりとする。

介護職員初任者研修課程（通学形式）

（研修事業の名称）

第4条 研修事業の名称は次のとおりとする。

第1回 介護員養成科1期

第2回 介護職員初任者研修課程（通学形式）

第3回 介護員養成科2期

第4回 介護職員初任者研修課程（通学形式）

第5回 介護員養成科3期

（年間事業計画）

第5条 令和7年度の研修事業は、下表の計画のとおり実施する。

回数	実施期間	募集定員	備考
第1回	令和7年6月～8月	12	
第2回	令和7年6月～7月	4	
第3回	令和7年9月～10月	12	<u>中止</u>
第4回	令和7年9月～10月	4	<u>中止</u>
<u>第5回</u>	<u>令和8年2月～4月</u>	<u>12</u>	
計		<u>44</u>	

(受講対象者)

第6条 受講対象者は次の者とする。

第1回、第3回、第5回 離職者及び求職者で、新潟県立魚沼テクノスクールが適当と認められた者

第2回、第4回 介護の仕事に従事を希望する方又は従事している方で、心身ともに健康な方

(研修参加費用)

第7条 研修参加費用は下表に示すとおりとする。

回数	内 訳	区分	金額(税込)	納付方法	納付期限
第1回	受講料	- 無料	-	-	-
第3回 第5回	テキスト代	- -	8,444円	一括納入	研修開始時
第2回 第4回	受講料	1 会員 雇用保険被保険者	73,000円	一括納入	受講申込み手続き時
		2 1以外の方(以下の①~⑤どれかに該当の場合5,000円引きとする。) ①会員団体・事業所の従業員 ②雇用保険被保険者 ③45歳以上の中高年齢者の方(定年退職者含む)で再就職準備のために受講する方 ④出産・育児等を終了した方で、職場復帰準備等のために受講する方 ⑤建築大工・左官等の一人親方等で、労働者災害補償保険法第33条の規定に基づく特別加入者	83,000円		
	テキスト代	- -	6,684円	一括納入	研修開始時

(使用教材)

第8条 研修に使用する教材は次のとおりとする。

第1回、第3回、第5回

介護職員初任者研修テキスト } (公財)介護労働安定センター発行
介護職員初任者研修技術チェックシート } (税込 6,684円)
Microsoft Word 2019 & Microsoft Excel 2019 FOM 出版(税込 1,760円)

第2回、第4回

介護職員初任者研修テキスト } (公財)介護労働安定センター発行
介護職員初任者研修技術チェックシート } (税込 6,684円)

(研修カリキュラム)

第9条 研修を修了するために履修しなければならないカリキュラムは、別表1のとおりとする。

(研修会場)

第10条 研修において使用する研修会場及び実技演習会場は、別表2のとおりとする。

(各科目の担当講師一覧)

第11条 研修を担当する講師は、別表3のとおりとする。

(申込手続)

第12条 受講に係る申込手続は次のとおりとする。

第1回、第3回、第5回

- ①管轄のハローワークで受講斡旋を受けた上で応募書類に必要事項を記載し、ハローワークへ提出する。
- ②新潟県立魚沼テクノスクールが入校選考を行う。
- ③新潟県立魚沼テクノスクールより、選考結果を通知する。

第2回、第4回

- ①事業者は受講希望者に受講にあたっての注意事項を確認する。
 - ②受講希望者は事業者指定の受講申込書に必要事項を記載し、受講料を添えて申し込む。ただし、定員になり次第締切りとする。
 - ③事業者は、受講決定通知書を受講申込者へ送付する。
 - ④テキストは研修開始日に配布、同時に代金を納付する。
- ※受講申込者が受講申込手続終了後、キャンセルした場合、受講料は原則として返還はしない。

(受講時等の本人確認方法)

第13条 受講者の本人確認は次のとおりとする。

受講者は入校時に運転免許証等を提示することとする。事業者は申込書に記載された氏名と運転免許証の氏名とが同一であることを確認する。

運転免許証を所持していない受講者については、以下のいずれかの公的証明書を提示することとする。

- (1) 戸籍謄本又は戸籍抄本
- (2) 住民票
- (3) 住民基本台帳カード
- (4) パスポート
- (5) マイナンバーカード
- (6) 個人番号通知書

(科目免除の取扱い)

第14条 特に科目の免除はしない。

(研修修了の認定方法)

第15条 修了の認定は、第9条に定めるカリキュラムを全て履修し、「9 ところとからだのしくみと生活支援技術」科目における「生活支援技術の学習」の実技演習について介護技術の習得が充分であると講師によって評価され、かつ、修了評価の結果が事業者の定める水準を超えるものであることが事業者において確認された受講者に対し行う。

2 修了評価は、第9条に定める全てのカリキュラムの履修後、筆記試験により行うこととする。なお、当該筆記試験については、100点を満点評価とし、理解度の高い順にA・B・C・Dの区分で評価し、C以上で修了時に到達すべき水準に達したものの(合格)と認定する。

A : 90点以上	B : 80~89点	C : 70~79点	D : 69点以下
-----------	------------	------------	-----------

3 合格に達しなかった受講者については、必要な時間(8時間)の学習を事業所で行うことで再試験を受けることができるものとする。再試験は1回のみとし、筆記試験日の翌日から2ヵ月後までに行うものとする。(再試験費用:無料)

4 筆記試験を欠席した受講者に対する追試験は原則実施しない。ただし、やむを得ない事情であると事業所施設長が認めた場合は行う事ができる。この場合は文書により願い出るものとする。

(研修欠席者の取扱い)

第16条 理由の如何に関わらず、遅刻・早退は欠席とする。また、やむを得ず欠席・遅刻・早退する場合は、速やかに指定の届出用紙を提出する。

2 研修の一部を欠席した者でやむを得ない事情があると認められる者については、補講を行うことにより当該科目を修了したものとみなす。

(補講の取扱い)

第17条 事業者は、第16条第2項にもとづき必要な補講を行う。

なお、補講にかかる受講料は下表のとおり受講者が負担することとする。但し、同一科目を複数で受講する場合は、補講にかかる受講料を受講人数で除した分を負担することとする。

また、補講は原則として当協会で行なうこととするが、やむを得ない場合、他の事業者において実施することがある。その場合の受講料は、補講を行なう事業者が定める金額による。

受講料 / 1時間	3,630円 (税込み)
-----------	--------------

(受講の取消し)

第18条 事業者は、次の各号の一に該当する者について受講を取り消すことができる。

- (1) 学習意欲が著しく欠け、修了の見込みがないと認められる者
- (2) 研修の秩序を乱す等受講者としての本分に反した者

(修了証明書の交付)

第19条 研修課程の修了証明書交付については次のとおりとする。

第1回、第3回、第5回 新潟県立魚沼テクノスクールが修了証明書を交付する。

第2回、第4回 事業者は、第15条により修了を認定された者に対し、新潟県介護員養成研修事業実施要綱11に規定する修了証明書を交付する。

(修了者名簿の管理)

第20条 事業者は、修了者について修了者台帳に記載し、新潟県が指定した様式により新潟県知事に報告する。

2 事業者は、修了証明書の紛失等により修了者から再交付の申し出があった場合は、適切に対応することとする。

(研修事業執行組織)

第21条 研修事業は、事業者の事務処理規程に従って事業者協会長（以下「会長」という。）が責任を持ち、事業所業務推進係が行う。

(施行細則)

第22条 この学則に必要な細則並びに、この学則に定めない事項で必要があると認められるものについては、会長がこれを定める。

(秘密の保持)

第23条 受講者は、この研修の特に実習等で知り得た個人の秘密について、正当な理由なくみだりに他人に漏らしてはならない。

(附則)

この学則は令和7年3月30日から施行する。

この学則は令和7年6月19日から施行する。

この学則は令和7年9月5日から施行する。